議案第１５号

君津市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成３０年６月１日提出

君津市長　鈴　木　洋　邦

提案理由

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成３０年厚生労働省令第３０号）の公布に伴い、君津市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例（平成２５年君津市条例第６号）の一部を改正する必要が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、同条例の一部を改正する条例を平成３０年３月３０日専決処分したので報告し、承認を求めようとするものである。

㊞

専　決　処　分　書

君津市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成３０年３月３０日

君津市長　鈴　木　洋　邦

記

専決第２号

君津市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

君津市条例第１８号

君津市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

君津市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例（平成２５年君津市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第３条中「及び第１１５条の１２第２項第１号」を削り、「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１７条の１２に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」を加え、同条に次の１項を加える。

２　法第１１５条の１２第２項第１号の条例で定める者は、法人とする。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

君津市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現　行
（指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格） 第３条　法第７８条の２第４項第１号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１７条の１２に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）とする。 ２　法第１１５条の１２第２項第１号の条例で定める者は、法人とする。	（指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格） 第３条　法第７８条の２第４項第１号及び第１１５条の１２第２項第１号の条例で定める者は、法人とする。